

大塚原認定こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 こぼと福祉会
所 在 地	小林市細野735-1
電 話 番 号	0984-22-6692
代表者氏名	理事長 池上 あずさ

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	大塚原認定こども園
施設の所在地	小林市野尻町三ヶ野山1294-15
連絡先	電話番号 0984-44-0700 F A X 0984-44-0855
管理者	園長 湯田 いづみ
対象児童	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする児童。
利用定員	満3歳以上の児童 30人 満3歳未満の児童 30人
開設年月日	平成30年4月1日

3 施設の目的と運営方針

社会福祉法人こぼと福祉会が設置する大塚原認定こども園(以下「当園」という。)は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	5208.47㎡
	園庭	2084.00㎡
園舎	構造	木造
	延べ面積	962.97㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ひよこ組 (0歳児クラス)
ほふく室	1室	小りす組 (1歳児クラス)
保育室	1室	大りす組 (2歳児クラス)
	1室	うさぎ組 (3歳児クラス)
	1室	ぱんだ組 (4歳児クラス)
	1室	ぞう組 (5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		兼務
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	11	8	3	
栄養士	1	1		兼務
調理師	1	1		
保育補助	3		3	
看護師	1	1		
事務員	1	1		兼務

当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月1日小林市条例第20号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

園長、栄養士、事務員は認定こども園栗須保育園との兼務となります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯(6:30~19:00)※ローテーション
保育教諭	正規の勤務時間帯(6:30~19:00)※ローテーション
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
調理師	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
保育補助	正規の勤務時間帯(6:30~19:00)※ローテーション
看護師	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
事務員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)

※ ローテーションにより各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

当園の教育・保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月30日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1項第1号のこども(以下「1号こども」という。)への教育・保育の提供については前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 8月10日から8月20日まで
- (3) 冬季休業 12月25日から1月5日まで
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

7 教育・保育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時から午後2時までとする。

※教育標準時間の前後や 土曜日、夏季、冬季、春季休業中は預かり保育を行う。

預かり保育は小林市の一時預かり事業(幼保連携型)により補助を受けて実施する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、8時間を超えない時間を保育時間とする。

月～土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間(午前7時から午後6時)の間に延長保育を提供する。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、教育の課程となるべき経験及び活動は主として『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』とし遊びを通した総合的指導をする。

また、安心・安定した情緒と落ち着いた保育環境の中で健やかで豊かな心と体が育つよう乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	10時45分頃	15時00分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時00分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時00分頃	
3歳児		11時15分頃	15時00分頃	
4歳児		11時30分頃	15時00分頃	
5歳児		11時30分頃	15時00分頃	卒園前は就学に向けてさらに遅くなります

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

- (1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を当園に支払うものとする。
- (2) 当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- (3) 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

10 利用の終了に関する事項

退園又は休園しようとする1号こどもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。当園の利用2号こども及び3号こどもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
- (2)支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
- (3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は以下の医師と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医 師 名	近藤 宏一
所 在 地	宮崎県小林市細野412番地2

(2) 歯科

医療機関の名称	あしの歯科
医 院 長 名	芦野 晴一郎
所 在 地	宮崎県小林市野尻町東麓 1147-4
電 話 番 号	0984-44-1263

12 薬剤師

当園は以下の薬剤師と契約を締結しています。

薬 剤 師 名	烏浜 颯人
所 属	にしもろ薬剤師会(勤務先 二葉薬局)

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合には、園医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 虐待防止等の措置

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護を図るために必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合、その他必要な場合は児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い児童相談所へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

15 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主幹保育教諭 田中沙織 黒木ひかる ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 0984-44-0700 F A X 0984-44-0855 担当者が不在の場合は当園職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員会	門口 エミ子	電話番号 0984-44-2066
	益満 トシ子	電話番号 0984-44-3070

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は毎月1回以上実施します。

17 利用者に対するの保険の種類・保険事故

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険 賠償責任保険
保険の内容	○死亡・後遺障害 ○入院 ○通院 ○給食

別表

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要と認められる利用者負担

項目	内容
保護者会費	長子 250円 次子 150円 三子 100円/月
教材費	お帳面 月刊絵本など

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食・副食費	1号認定に係る給食費	月額 3,600円 米代 400円
	1号認定に係る給食費(標準時間外利用あり)	月額 4,000円 米代 400円
	2号認定に係る給食費(土曜利用あり)	月額 4,500円 米代 500円
	2号認定に係る給食費(土曜利用なし)	月額 4,000円 米代 400円

時間外保育に係る利用者負担

利用者負担については以下に定めるとおりとする。

	時間	金額
1号認定教育標準時間外	月～金 7:00～9:00 14:00～18:00	月額 8,000円
土曜保育(3歳以上児)	8:30～17:00	利用料:200円/時間 延長料:150円/30分 給食:200円 おやつ:50円
標準時間認定延長保育料	月～土 18:00～19:00	100円/30分 ※月額上限あり
短時間認定延長保育料	8時間超過分	100円/30分
休日保育延長保育料	日・祝日 8:00～17:30 以外	100円/30分

※それぞれ翌月に請求書を発行し、納金後に領収書を交付する